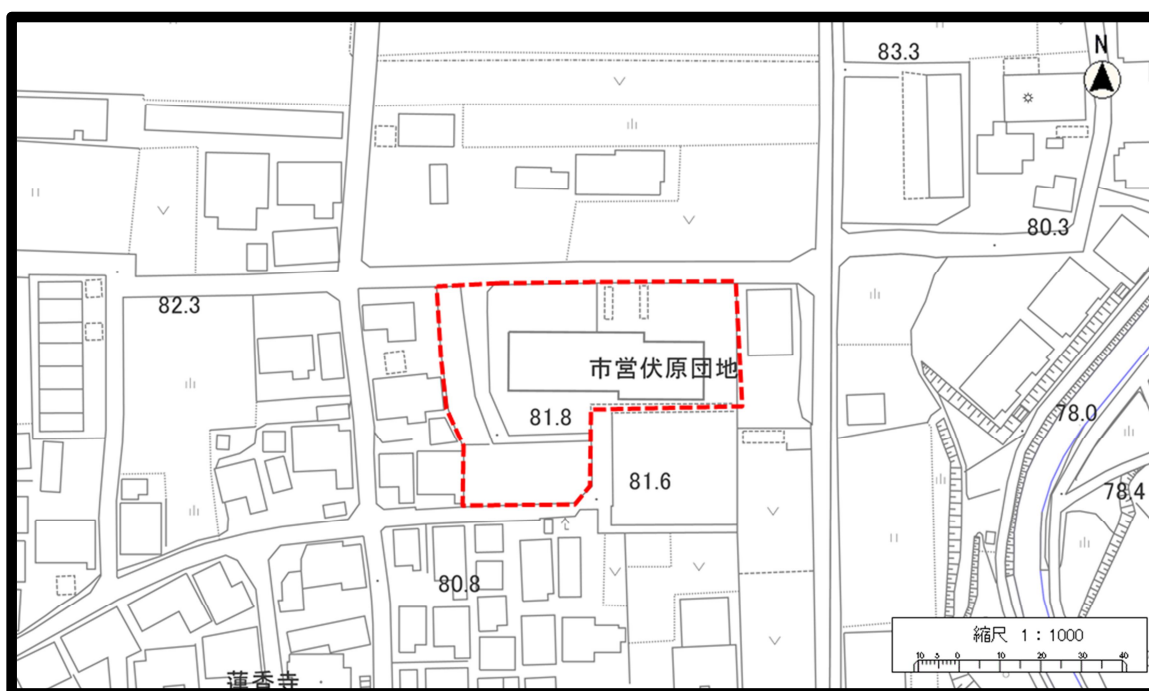


橋本市告示第 164 号

橋本市自転車等の放置防止条例（平成 18 年 3 月 1 日条例第 31 号）第 7 条第 3 項の規定により、市営住宅伏原 4 階団地の敷地内全区域を放置禁止区域と定め、令和 8 年 7 月 6 日から適用する。

令和 8 年 7 月 6 日

橋本市長 平木 哲朗



橋本市役所 建設部 建築住宅課